

(仮称) 春光台公園運営協議会 の設置について

旭川市 土木部 公園みどり課

【目次】

1. 協議会設置の理由と目的
2. 春光台公園の位置付け等
3. 協議会の役割・協議内容
4. 協議会設置のイメージ
5. 協議会参加者の構成
6. 協議会設置スケジュール

【資料】

別添 1. 都市公園法（抜粋）

別添 2. （仮称）旭川市春光台公園運営協議会開催要綱（案）

1. 協議会設置の理由と目的

春光台公園は市内に4箇所ある総合公園のうちの一つであり、平成12年に策定された「旭川市自然共生アクションプラン」において、自然生態系の「保全」と「活用」を両立させていく場と位置付けられ、多くの市民に休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の多様な目的で利用される公園として親しまれています。

また、平成13年には春光台公園の再整備のために自然環境分野の専門家、地域の代表者、公募市民等で構成する懇話会を開催し、春光台公園について、自然環境を保全しつつ市民活動、交流の場として「自然と人間の共生の森」と位置付ける「春光台公園基本構想」を平成14年に策定したほか、基本構想で定めた春光台公園の位置付けを補足するものとして、平成26年には「春光台公園における記念碑等の設置についての基本方針」を定め、同公園の自然環境の保全と活用を両立し、適正な管理をすることとしています。

これらの基本構想や基本方針に基づき、約20年にわたり、公園の整備と管理、運営を行ってきましたが、現在、公園内にある遊具やその他の施設の破損、老朽化が進んでいるほか、常に変化する社会情勢の中で、公園を取り巻く環境も変化してきていることから、利用者ニーズを踏まえながら、公園の整備や管理、運営のあり方について検討を行う時期を迎えていると考えています。

このような状況の中、平成29年に都市公園法が改正され、公園管理者は都市公園を効果的に整備や管理、活用し、その魅力を向上させていくため、活性化策や利用ルールなどの取り決めを行う「協議会」を設置することができるようになりました。

また、令和3年第3回定例市議会において、春光台公園の今後のあり方などをテーマとした質疑の中で、春光台公園について、広く市民の意見を聞きながら、公園の管理運営に反映できるような体制づくりを進めるよう御意見をいただいたところです。

以上のことから、本市では、春光台公園の多様性に富む利活用を推進することを目的に、今後の春光台公園の整備及び管理、運営等のあり方について、市民が意見交換を行う場として、（仮称）春光台公園運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することとしたものです。



2. 春光台公園の位置付け等

【春光台公園：自然と人間の共生の森】

- ・市街地の緑の背景を形作る丘陵地として緑の保全を図る
- ・生態系の保全と活用のバランスを考慮し共生の可能性を探る
- ・身近な自然とふれあいながら環境について学べる場所
- ・日常レクリエーションや良好な眺望を楽しめる場所
- ・地域のオープンスペースネットワークの核としての機能

【春光台公園整備・管理に係る法令等】

- (1) 都市公園法 →国が定めた都市公園の設置・整備・管理に関する法律
- (2) 旭川市都市公園条例 →都市公園法を基本に旭川市の都市公園の設置・整備・管理に関する条例
- (3) 春光台公園基本構想 →春光台公園の整備・管理の理念及び基本方針をまとめたもの
- (4) 春光台公園における記念碑等の設置につ
いての基本方針 →春光台公園における記念碑等の設置に係り、設置できる箇所「自然環境利活用エリア」と設置できない箇所「自然環境保全エリア」に分け、同公園内の環境保全について方針をまとめたもの

3. 協議会の役割・協議内容（案）

本市は、市内の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画などの審議を行う附属機関として「旭川市緑の審議会」を設置していますが、本協議会は、市民の懇談会として、下表に示すとおり、春光台公園の整備・管理・活用に関わる地域の意見を聴取し協議を行います。

協議事項	協議内容	留意点
施設更新	○遊具の新設・更新・廃止等 ○園路・トイレ・照明等の新設・更新・廃止等 ○植栽・樹木・芝生・更新・廃止等 ○便益施設（売店・宿泊・遊興等）の新設・更新・廃止等	○予算 ○整備計画等との整合性 ○法令との整合性 ○制度整備の要否
利活用	○コミュニティ活動の場としての活用 ○文化・スポーツ・教育の場としての活用 ○地域振興・観光の拠点としての活用 ○年間を通しての利活用	○法令との整合性 ○制度整備の要否
環境保全	○貴重な植物の保護・保全 ○地域社会とのバランス（騒音・防災・治安等）	○法令との整合性 ○制度整備の要否
公園の在り方	○地域住民との関わり方 ○市民の公園としての在り方	○制度整備の要否

4. 協議会設置のイメージ

風の子館はいつ直るの？／森の中に遊具はないの？／森の中でイベント出来ないの？
 年間を通してキャンプ出来ないの？／森が暗いもっと安全対策はできないの？
 子供達が安全に遊べるように整備して！／森の中を散策し易いよう整備にして！
 動植物ともっと触れ合えるようにして！／地域や仲間でイベント等の活動を行いたい！
 古い・壊れている設備を直して！／公園整備には何が優先される(根拠になる)の？



春光台公園は市民や地域が望んでいる公園なの？
 私達の意見や要望は反映されているの？

市民による公園の管理運営の検証公園管理に関する意見聴取市民ニーズの把握が必要

市民・地域が参加

(仮称) 春光台公園運営協議会

意見聴取
意見交換

緑の審議会の結果
報告及び説明

旭川市公園みどり課
(審議会及び協議会事務局)

意見提出

審議

決定

事業計画へ盛り込み
必要な法令制定等

協議内容を公園の整備・管理・活用に反映

○春光台公園を考える懇話会設置
整備理念・整備内容の調査及び意見交換

内容協議

○春光台公園基本構
想策定

○春光台公園事業計
画策定

○春光台公園ミズバ
ショウの
保全・復
元検討会
設置

○春光台公園に
おける記念碑
等の設置につ
いての基本方
針策定(保全
・利活用エリ
ア分け)

○都市公園法改正
(協議会の設置)
Park-PFIの推奨

H13 H14

H17 H18

H26 H29

春光台公園 (昭和24年開設)
【公園整備状況】※インフラ・修景等は随時

S24: キャンプ場/案内坂/遊具
 S34: スキー場
 S45: 森林整備
 S56: キャンプ場
 S58: 管理棟・アスレチック
 H6: 複合施設(風の子)

施設・文学碑・記念碑等の設

平成17年以降 (再整備開始)

H17: 舗装/植栽/四阿/遊具/上下水照明等/植栽等
 H18: 春光台公園ミズバショウの保全・復元検討会による自然環境の保全活動
 アスレック・園銘板・標識
 H19: パークゴルフ場/手摺/学習館放送設備/森林整備
 H20: 観察デッキ

置許可及び寄附受入 → → →

R 5 以降

旭川市緑の審議会
緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な計画・その他重要な事項について調査・審議する

協議内容を公園の整備・管理・活用に反映

5. 協議会参加者の構成（案）

都市公園法第17条の2第2項に基づき、以下の構成で開催を検討します。※設置根拠となる要綱制定後に参加者選定

No.	所属	分類	備考
1	市内教育機関の講師・教授等	学識経験者	進行役として
2	（公財）旭川市公園緑地協会	公園指定管理者	
3	旭川市土木部長	自治体（公園管理者）	
4	自然環境団体	地域（自然環境保全）	
5	商工会・商店街組合等	地域（地域振興・経済）	
6	春光台地区市民委員会		
7	鷹の巣福祉村地区市民委員会	地域（地域振興・防犯・福祉・子育て・防災・自然保護）	
8	春光台中央地区市民委員会		
9	公募市民（春光台公園の整備・管理・	春光台公園近隣在住（地域振興・防犯・	
10	運営等に関心のある者）	福祉・子育て・防災・自然保護）	

6. 協議会設置スケジュール（案）

時期	令和5年1月	令和5年2月	令和5年3月	令和5年4月
日程	<ul style="list-style-type: none"> 協議会要綱案作成 公募参加者選定委員会設置要綱案作成 	(上旬) 緑の審議会協議会設置報告	<ul style="list-style-type: none"> 推薦参加者への参加依頼 	
			2/20(広報2月号) ・公募参加者募集	3/24 公募〆